

最終報告書


美作東備森林組合 御中

令和元年 6 月 17 日

美作東備森林組合不正事案再発防止対策等外部検証委員会

委員長 吉沢 徹 

委員 山本 多美子 

委員 小橋 弘敬 

当委員会は、美作東備森林組合において発生した不正事案につき、適切な不正事案再発防止対策等が採られているか否かを検証するものであるところ、これまでの調査等の結果を踏まえ、以下のとおり最終報告を行う（なお、平成29年10月19日付中間報告書に記載の内容については、特に必要がない限り記載を省略する。）。

記

第1 組合における不祥事再発防止策の実行状況について

- 1 当委員会は、活動開始から間もない時期に組合に対して、不祥事の再発防止策として、①不祥事防止マニュアルの作成、及び、②組合におけるコンプライアンスに関する研修の実施を行うよう意見を述べた。これに対して、組合は、早期にいずれの点についても再発防止策を取り入れたものであり、当委員会としても中間報告書において評価したところである。
- 2 上記①の不祥事防止マニュアルにつき、組合は、作成後も、同マニュアルに従った業務を実践し、さらに、必要に応じて不祥事防止マニュアルを改訂している。
- 3 また、上記②のコンプライアンスに関する研修については、別紙のとおり、これまで6回にわたり実施されており、その講師は、元警察官幹部や弁護士など適任者であり、かつ、内容もいずれも不祥事再発を防止するに有意義といえるものである。
- 4 さらに、当委員会は、中間報告書において、組合に対し、本件各不正に至った原因、事実関係、再発防止策を組合員に説明することを求めたところ、組合は、これを実施し、さらに、別紙のとおり、平成30年10月以降は、組合員を対象とした「何でも相談会」を実施し、この場でも組合員に個別に上記説明を行う機会を設けている。このように、組合と組合員との距離を近づけることによって、組合員による組合に対する監視機能が高まるといえ、不祥事の再発防止策として有効であると思料する。
- 5 その他、組合の活動について、不祥事再発防止の観点から問題視すべきところは見当たらない。

第2 当委員会の評価（最終報告）

当委員会は、これまで資料の調査及び組合役員からの聴取などの方法により検証を行ってきたところであるが、組合において有効な不正事案再発防止策が採られているものと認める。

そして、組合によって不祥事再発防止策が実践されたことなどにより、組合員を含めた組合全体の規範意識が大きく改善したものと思われ、不正事案の再発のリスクも大きく低減したものと思われる。

当委員会は、今後、組合が再び本件のような不祥事を再発させることはない信じ、さらに、今後益々組合員のみならず社会全体からの信頼が得られる団体になるよう強い期待をしつつ、本報告書の提出をもってその活動を終了する。

以上

(別 紙)

コンプライアンス研修会の実施状況

【平成29年度】

- 第1回目 平成29年 5月26日
- 第2回目 平成29年 7月24日
- 第3回目 平成30年 3月28日

【平成30年度】

- 第1回目 平成30年 5月25日
- 第2回目 平成30年12月 5日
- 第3回目 平成31年 3月26日

平成30年度「何でも相談会」開催状況

〔美作地区 作東会場〕

- ・日 時 平成30年10月13日(土) 9:00～16:00
- ・場 所 美作東備森林組合 本所

〔東備地区 備前会場〕

- ・日 時 平成30年11月10日(土) 9:00～16:00
- ・場 所 美作東備森林組合 備前支所

〔美作地区 勝田会場〕

- ・日 時 平成30年12月 1日(土) 9:00～16:00
- ・場 所 美作東備森林組合 勝田支所

〔東備地区 赤磐会場〕

- ・日 時 平成31年 1月12日(土) 9:00～16:00
- ・場 所 赤磐市立吉井公民館 農事実習室

〔英北地区 西粟倉英北会場〕

- ・日 時 平成31年 2月 9日(土) 9:00～16:00
- ・場 所 美作東備森林組合 西粟倉英北支所